

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積上げ計上に関する特記仕様書

本工事は、愛媛県工事請負契約書及び愛媛県土木工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

(対象工事)

第1条 本工事は、現場環境改善費に熱中症対策・防寒対策に関する費用を積上げ計上できる工事である。

(実施方法等)

第2条 実施方法等は、「愛媛県農地整備課現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積上げ計上に関する実施要領」によるものとする。